

機密性 2

最高裁民二第 1862 号

令和 5 年 7 月 21 日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門田 友昌

最高裁判所事務総局家庭局長 馬渡直史

調停運営協議会の開催について（通達）

標記の協議会を別紙の要領によって開催してください。

については、開催期日の 1か月前までに、開催期日、開催場所、開催方法及び出席予定者の通知を、また、12月26日（火）までに、協議会結果の要旨の報告を、それぞれ民事局長宛てにしてください。

なお、地方裁判所長及び家庭裁判所長には、この通達の趣旨を別途連絡します。

(別紙)

調停運営協議会開催要領

- 1 主 催 各高等裁判所
- 2 期 日 令和5年10月から12月までの間の1日
- 3 場 所 等 各高等裁判所（ただし、ウェブ会議等を用いて出席者が所在する裁判所と高等裁判所を接続する方法により参加することも差し支えない。）
- 4 協議事項 民事調停及び家事調停の運営に関し考慮すべき事項
- 5 協 議 員 各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員 若干人
- 6 参 列 員 (1) 各高等裁判所の事務局長又は事務局次長、開催地にある地方裁判所及び家庭裁判所の長並びに開催地にある地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の調停担当裁判官 各1人
なお、各庁の実情に応じて、家庭裁判所調査官を参列させることも差し支えない。
- (2) 日本調停協会連合会の理事長、副理事長又は事務局長たる調停委員 若干人